

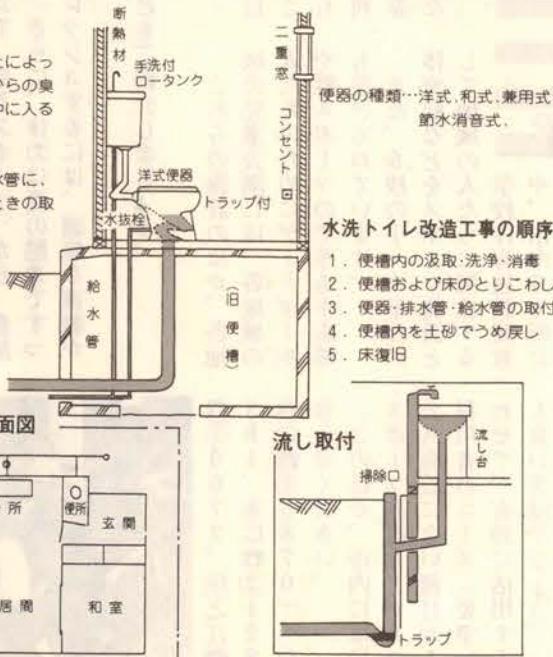
一戸当たりの負担 は約53~68万円。



水洗トイレのしくみ

- トラップ
水をためることによって、下水道本管からの臭気やガスが家中に入ることを防ぐ。

- 掃除口
トラップや排水管に、ものがつまつたときの取り出しが口。



(これは既設の汲みとり便所を水洗便所に改造する標準的な方法です。)

水洗トイレの改造 は3年以内に。

終末処理場が完成（67年度の予定）しますと市では下水道処理開始の告示をいたします。告示とは、下水道が使えるようになりますと市民のみなさんにお知らせすることです。

そうしますと、下水道管が道路に埋設され「処理区域」になっている地区のみなさんは、宅地内の汚水（台所・風呂・トイレなどから出る全部の汚水）を、排水設備を設けて「公共污水ます」につなぎトイレは水洗トイレに改造しなければなりません。これは、下水道法で決められているもので、期間は処理開始の告示後**3年内**となっています。また、処理区域に新しく家や工場などを建てる場合は水洗トイレにしませんと、建築が許可に

ならないように義務づけられています。

右上の図をご覧ください。この図は排水設備についての図です。排水設備は「私設下水道」ともいわれ、各家庭の台所、風呂、水洗トイレなどの排水口から、市が設置した「公共污水ます」までの設備をいい、個人の財産となります。このため公共污水ますにつなぐまで、使用する人の費用で設置していただきます。

この工事費は、延長によって異なりますが、1戸あたり約10~15万円ぐらいかかります。

また、水洗トイレへの改良工事費については、家の状態によって異なりますが、標準的な改善費はおよそ30~40万円ぐらいかかります。

受益者負担制度は 下水道整備にかか せないもの。

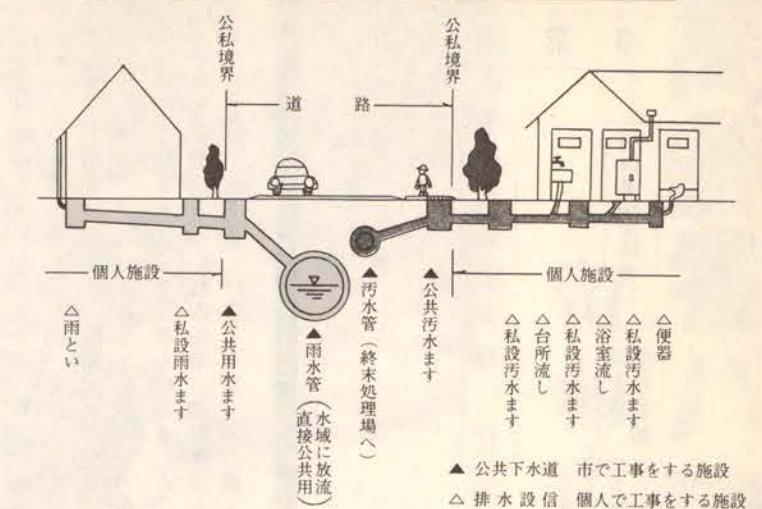
▶制度について

不特定多数の市民が利用する公共施設（街路、公園等）などの建設費は、まず補助金を充て、不足分は市の税金でまかなわれるのが普通です。しかしながら下水道のようにその施設の設置によって限られた範囲内の方が利益を受けるような場合はその建設費を市全体の税金だけでもまかなうという負担方法では不公平になりますので、このような場合、利益を受ける市民の方に特別に建設費の一部を負担していただくことになります。これは都市計画法第75条に規定されているのですが、この受益者負担金制度は、たんに下水道事業だけに限られているものでなく広く都市計画事業一般に

●国が示す基準

$$\text{一平方メートル当りの負担金} = \frac{\text{計画区域内の建設費} \times \text{負担率}(\frac{1}{3} \cdot \frac{1}{3} \cdot \frac{1}{3})}{\text{計画区域内の総面積}}$$

個人排水設備と公共下水道(分流式)工事の区分



適用されている制度であって、国もそれに対しては国庫補助金及び起債について優先的に配慮し、事業の円滑な実施を保障する制度であります。

▶負担金について

工事費の負担金は下水道が整備される区域内に土地を持っている人が払うのが原則となっていますが、その土地に所有権以外の権利を持っている人がいる場合は双方で話し合いの上、土地の所有権以外の権利者が受益者となることもあります。土地に権利を持っている人とは地上権、永小作権、質権、使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時的なものを除く）のある人ですが借家人は受益者とはなりません。また、一平方㍍の負担金の額は条例で定めることになりますが、まだ留萌市では定めていません。ただし国が示す基準ですと下記計算表のようになっていますが、この方法では著しく高くなるので一般的には市町村の助成条例で別に定めるのが通例です。

留萌市ではまだ定めていま

んが、他市町村の例では一戸当たり(100坪(330m²)程度の土地所有者で)負担額は13万円位となっています。

また、1m²あたりの道内平均単価(60年度調べ)は380円となっています。

これらの負担金については、定まり次第お知らせいたします。

工事費等の準備は、 今から考えておこ う。

このように下水道を使用するまでには、現在予想される金額で約53~68万円ほど市民のみなさんの負担が必要になってくると思います。

さらに、排水設備や水洗トイレができるようになると水道または地下水の使用水量により、下水道料金をいただくことになります。

このような数々の負担が下水道施設の完成と同じくして、市民のみなさんの負担となって現実におきていますので、家庭や地域の中で今から話し合い、何かの準備を考えておきたいものです。